

三木町農業委員会

令和 7 年 12 月 定例会議事録

三木町農業委員会

令和7年12月定例会議事録

(会 期) 1日間
(開催年月日) 令和7年12月19日
(会 議 時 間) 14:56～16:25
(開 催 場 所) 三木町防災センター 2階 第1研修室

出席委員数 15名

2番	松田	隆雄
3番	平井	直行
4番	沖藤	高奨
6番	古市	哲
7番	溝渕	常雄
8番	高重	浩二
9番	原内	健正
10番	森	宏樹
12番	鈴木	勤
14番	岡田	久
15番	川田	正憲
16番	藤澤	勇一
17番	多田	幸子
18番	溝渕	廣明 (会長職務代理)
19番	高尾	壽一 (会長)

事務局

1. 貞中政治事務局長
2. 大森和人課長補佐
3. 岩嶋裕美副主幹
4. 漆原翔平係長
5. 今西奏士郎主任主事

(1) 農地法関係

(別紙) 議案書

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第4号 非農地証明願について
- 議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等計画促進計画について
- 議案第6号 地域計画変更申出に係る意見聴取について
- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) 農業経営改善計画認定申請について

事務局 ただいまから、12月の農業委員会定例会を開会いたします。本日阿部委員、地下委員より欠席のご連絡をいただいております。また、本日の出席委員数は、過半数の出席をいただいておりますことをご報告いたします。開会にあたりまして、高尾会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (挨拶および議事録署名委員指名)

事務局 ありがとうございます。それでは高尾会長、引き続き議事進行よろしくお願いします。

会長 それでは、次第に沿って始めたいと思います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
【議案第1号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 それでは議案第1号について、地区担当委員より補足説明がありましたら、お願いします。

川田委員 12-1ですが、相続により取得した農地を自身が耕作できないということで、近隣で農業をしている譲受人に贈与するものです。12-2についても同様の理由により所有権移転するもので、とくに問題はないかと思われます。

古市委員 12-3についても、相続により取得していた農地を自身が管理できないということで、贈与により所有権移転するもので問題はないかと思われます。

会長 それでは議案第1号について質問のある方いらっしゃいますか。

藤澤委員 12-3はどのように耕作するのか。

古市委員 近隣の家屋についても譲受人が取得し、そちらに移り住み営農していく予定となっております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 無いようなので、採決に入りたいと思います。賛成するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 はい、ありがとうございます。全会一致で承認されました。続きまして、議案第2号及び第3号、農地法4、5条による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、失礼いたします。それでは、議案第2号及び第3号について併せて説明します。議案書の3ページをご覧ください。なお、お配りしている別紙の位置図も併せてご覧ください。
【議案第2号及び第3号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上になります。ご審議よろしくお願いします。

会長 本件は現地調査に行ってますので、そちらの報告をお願いしたいと思います。

平井委員 それでは、現地調査の報告を行います。12 月分の農地法関連の申請について、去る、令和 7 年 12 月 12 日（金）の 午前 9：00 から 4 条申請 2 件、5 条申請 5 件につきまして、高尾会長、溝渕会長職務代理、溝渕委員、私（古市委員）、事務局 1 名の計 5 名、及び、担当地区の農業委員、推進委員とともに現地調査を実施いたしました。現場では、申請区域の特定、隣接農地の状況、造成方法、排水方法等について、確認いたしました。その中で問題となったのは、4 条申請番号 12-1 及び 5 条申請番号 12-4、12-5 です。これらの案件につきましては、既に造成が行われ、宅地化しておりましたが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、周辺農地等への影響は、ありませんでした。その他の点についても特に問題はありませんでした。以上で、現地調査の報告を終わります。

会長 はい。ありがとうございました。それでは担当地区の委員の方の補足説明がありましたらお願いします。

川田委員 4 条申請 12-1 ですが、無断転用の是正ということで、始末書が添付されており、特に問題はありません。

事務局 地下委員欠席のため、代わって事務局より説明します。4 条申請 12-2 ですが、隣接地で歯科医院を営んでいる申請人がスタッフの休憩所が不足しているとのことで造成するものであり、とくに問題はないかと思われます。

川田委員 5 条申請 12-1 ですが、分家住宅の建設に伴う農地転用でとくに問題はないかと思われます。

会長 5 条申請 12-2 ですが、耕作不便となっていた申請地を農地造成するもので、他法令の調整もできており、とくに問題はないかと思われます。

松田委員 5 条申請 12-3 ですが、譲受人が営む法人の所有農地に住宅を建築するもので、とくに問題はないかと思われます。

原内委員 5 条申請 12-4 ですが、造成当初より隣接農地に越境していたことが判明したため是正するもので、始末書が添付されており、とくに問題はないかと思われます。

古市委員 5 条申請 12-5 ですが、近隣農地とともに所有権移転するもので、無断転用にはなりますが、始末書が添付されており、とくに問題はないかと思われます。

会長 議案第 2 号、3 号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第 2 号農地法第 4 条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第 3 号農地法第 5 条について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第 4 号農非農地証明願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼いたします。議案第 4 号非農地証明願について説明します。議案書の 6 ページをご

覧ください。

【議案第4号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上、議案第4号 非農地証明願についての説明を終わります。

ご審議よろしくをお願いします。

会長 議案第4号について質問のある方いらっしゃいますか。

委員一同 （質問なし）

会長 では採決に移りたいと思います。議案の第4号 非農地証明願について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について説明いたします。こちらについては新規のみの説明とさせていただきますので、議案書の8ページをご覧ください。

【番号4-153番から朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 説明ありがとうございました。
新規物件については、農業委員さんに情報は入っていないものもあると思います。ご確認をお願いします。全体的にご質問がございましたらお願いします。

委員一同 （質問なし）

会長 それでは議案第5号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 （挙手）

会長 ありがとうございます。全会一致で許可相当となりました。続きまして議案の第6号地域計画変更申出に係る意見聴取についてです。事務局より説明をお願いします。

事務局 失礼します。それでは議案第6号地域計画変更申出に係る意見聴取について説明いたします。議案書の15ページをご覧ください。

【議案第6号について朗読（別紙、議案書のとおり）】

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 議案第6号について質問のある方いらっしゃいますか。

古市委員 申請の概要が転用目的となるのか。

事務局 そのとおりです。

古市委員 目的が変わった場合はどうなるのか。

事務局 改めて申請が必要になります。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは議案第 6 号地域計画変更申出に係る意見聴取について承認するという委員の方、挙手をお願いします。

委員一同 (挙手)

会長 ありがとうございます。全会一致で承認ということにさせていただきます。それでは、審議事項が終了したので、次に報告事項についてです。報告第 1 号農地法第 18 条について事務局よりお願いします。

事務局 失礼いたします。それでは報告議案について説明させていただきます。議案書の 16 ページをご覧ください。報告第 1 号について説明します。
【報告第 1 号について朗読（別紙、議案書のとおり）】
以上で報告議案の説明を終わります。

会長 報告議案第 1 号について質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長 質問がないようなので以上で報告事項を終わります。
それでは香川県農業会議常設審議委員会の報告をいたします。
令和 7 年 11 月分について、農地法第 4 条につきましては、香川県が 1 件、37.26 m²、三木町は 0 件です。農地法第 5 条につきましては、香川県が 10 件、41,376.00 m²、三木町は 0 件でございます。以上となりますが、その他質問等ありませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは、続きまして次第の (3) 農業経営改善計画認定申請について審議をしていきたいと思います。

町職員 本日は、農業経営改善計画認定申請にあたり、お時間をいただき誠にありがとうございます。今回の認定申請につきましては、申請者本人の意思によって 5 年後の目標をもとに香川県東讃農業改良普及センター担当職員からの助言、指導を交え、農業経営改善計画を作成したものです。今回は 1 経営体の認定農業者の経営改善計画書の更新申請となります。なお、計画書の認定において要点のみ抜粋して説明していきますので、ご了承ください。それではお手元の資料をご覧ください。【農業改善計画認定申請書 1 件を朗読】
以上で、農業経営改善計画認定申請書の説明を終わります。

会長 農業経営改善計画について、なにか質問のある方はいらっしゃいますか。

委員一同 (質問なし)

会長職務代理 申請者は現在兼業農家だが、農家に専念するのか。

町職員 現在の仕事を退職した後に農家に専念する予定となっております。

会長 ほかに質問のある方はいらっしゃいませんか。

委員一同 (質問なし)

会長 それでは事務局へ進行をお返しします。

事務局 高尾会長、議事進行お疲れさまでした。また、委員の皆様におかれましても慎重審議ありがとうございました。最後に担当より今後の行事予定等についてお知らせをいたしま

事務局 す。
それでは、今後の行事予定等について、お知らせいたします。
【行事予定について通知】
連絡事項は以上でございます。

事務局 それでは閉会に当たりまして溝渕会長職務代理よりご挨拶をお願いいたします。

会長職務代理 (挨拶)

事務局 以上を持ちまして農業委員会 12 月の定例会を閉会いたしたいと思います。皆様お疲れ様でした。

16時25分 閉会